

平成29年度「県民Webアンケート」  
第6回 障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート

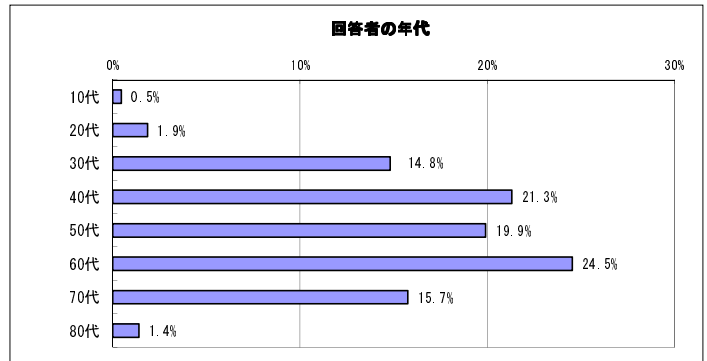
○実施期間 2017/9/14～2017/9/20

○アンケート会員数 240人 回収数 216件 (回収率 90.0%)

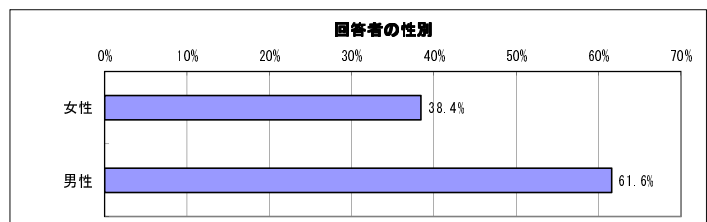
○平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」では、障害のある人への不利益な取扱いの禁止等が求められています。そのため、県では、パンフレットの作成や研修会等の開催を通じて、法律及び条例の趣旨や目的等についての理解促進を図っています。

そのような中、県民の皆様から障害を理由とする差別の解消についてご意見を伺い、今後の取組の参考としたいので、ご協力をお願いします。

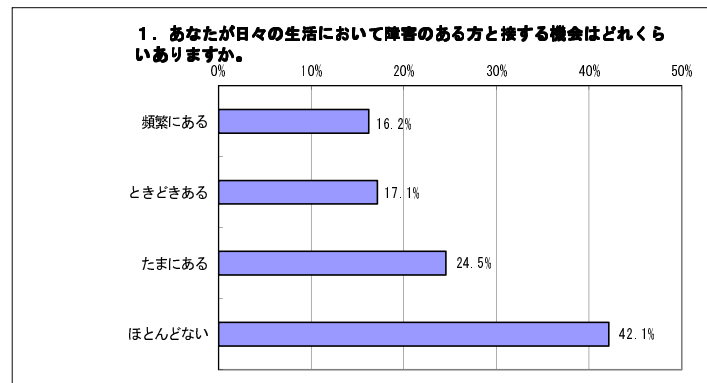
回答者の年代	回答数	比率
10代	1	0.5%
20代	4	1.9%
30代	32	14.8%
40代	46	21.3%
50代	43	19.9%
60代	53	24.5%
70代	34	15.7%
80代	3	1.4%
総計	216	100.0%



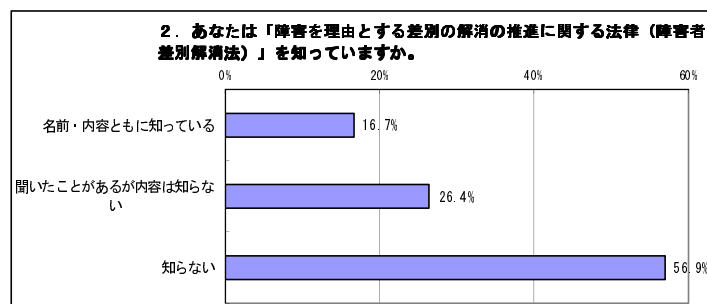
回答者の性別	回答数	比率
女性	83	38.4%
男性	133	61.6%
総計	216	100.0%



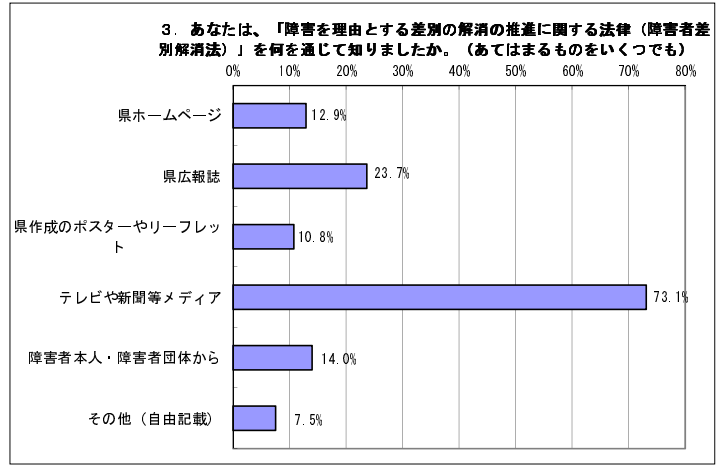
1. あなたが日々の生活において障害のある方と接する機会はどれくらいありますか。	回答数	回答対象者	比率
頻繁にある	35	216	16.2%
ときどきある	37		17.1%
たまにある	53		24.5%
ほとんどない	91		42.1%
総計	216		100.0%



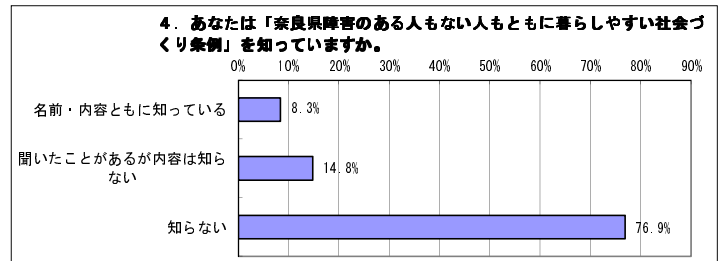
2. あなたは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていますか。	回答数	回答対象者	比率
名前・内容ともに知っている	36	216	16.7%
聞いたことがあるが内容は知らない	57		26.4%
知らない	123		56.9%
総計	216		100.0%



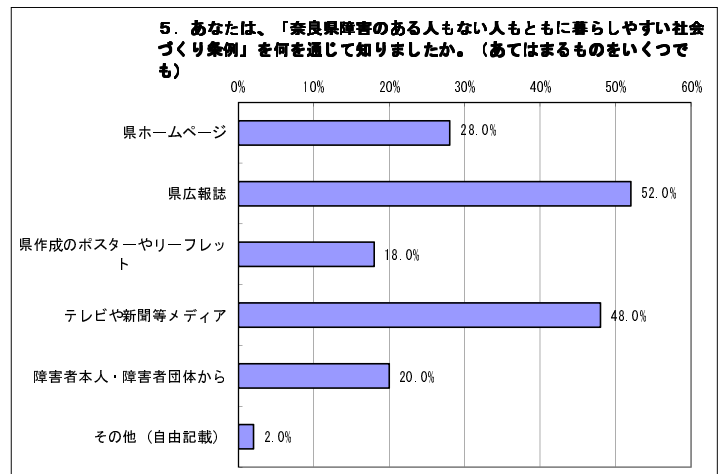
3. Q2で「1. 名前・内容ともに知っている」又は「2. 聞いたことがあるが内容は知らない」を選択された方にお聞きします。あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を何を通して知りましたか。（あてはまるものをいくつでも）	回答数	回答対象者	比率
県ホームページ	12	93	12.9%
県広報紙	22		23.7%
県作成のポスターやリーフレット	10		10.8%
テレビや新聞等メディア	68		73.1%
障害者本人・障害者団体から	13		14.0%
その他（自由記載）	7		7.5%
総計	132		-



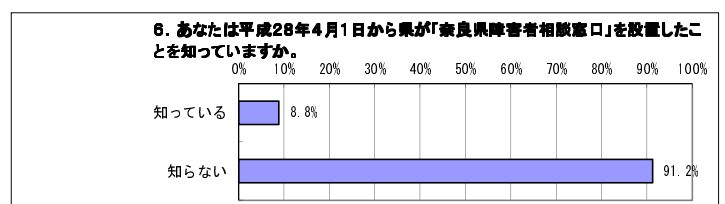
4. あなたは「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を知っていますか。→この設問（Q4）で「1. 名前・内容ともに知っている」又は「2. 聞いたことがあるが内容は知らない」を選択された方はQ5へ。「3. 知らない」を選択された方はQ6へ	回答数	回答対象者	比率
名前・内容ともに知っている	18	216	8.3%
聞いたことがあるが内容は知らない	32		14.8%
知らない	166		76.9%
総計	216	-	100.0%



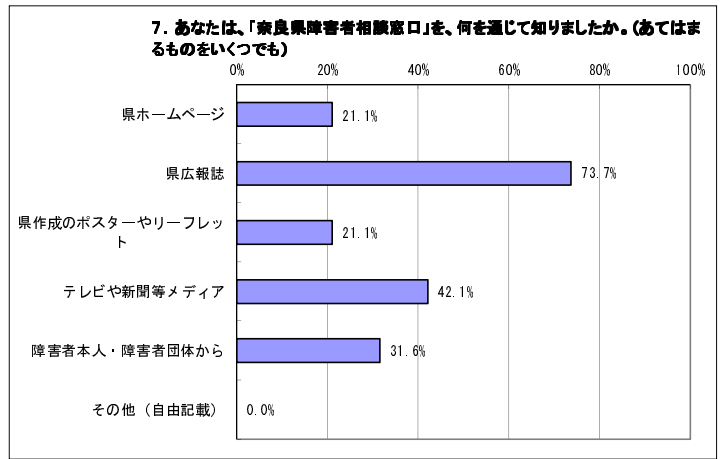
5. Q4で「1. 名前・内容ともに知っている」又は「2. 聞いたことがあるが内容は知らない」を選択された方にお聞きします。あなたは、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を何を通して知りましたか。（あてはまるものをいくつでも）※「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」とは、奈良県が平成28年4月1日に施行した条例で、「障害を理由とする差別」を禁止し、障害又は障害のある人に関する理解の促進を目指すものです。	回答数	回答対象者	比率
県ホームページ	14	50	28.0%
県広報紙	26		52.0%
県作成のポスターやリーフレット	9		18.0%
テレビや新聞等メディア	24		48.0%
障害者本人・障害者団体から	10		20.0%
その他（自由記載）	1		2.0%
総計	84		-



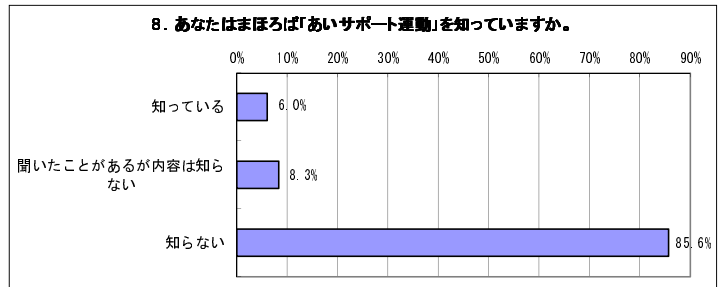
6. あなたは平成28年4月1日から県が「奈良県障害者相談窓口」を設置したことを知っていますか。→この設問（Q6）で「1. 知っている」を選択された方はQ7へ。「2. 知らない」を選択された方はQ8へ	回答数	回答対象者	比率
知っている	19	216	8.8%
知らない	197		91.2%
総計	216	-	100.0%



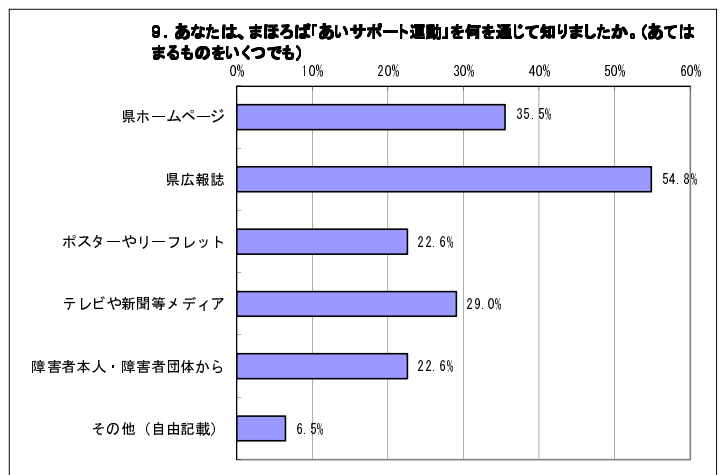
7. Q6で「1. 知っている」を選択された方にお聞きします。 あなたは、「奈良県障害者相談窓口」を、何を通じて知りましたか。(あてはまるものをいくつでも)	回答数	回答対象者	比率
県ホームページ	4	19	21.1%
県広報紙	14		73.7%
県作成のポスターやリーフレット	4		21.1%
テレビや新聞等メディア	8		42.1%
障害者本人・障害者団体から	6		31.6%
その他(自由記載)	0		0.0%
総計	36		-



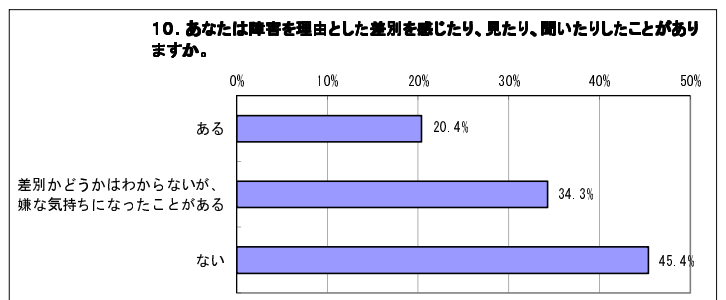
8. あなたはまほろば「あいサポート運動」を知っていますか。 ※まほろば「あいサポート運動」とは、障害の特性や必要な配慮等を知り、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮等を実践する運動で、奈良県では平成25年8月から推進しています。 →この設問(Q8)で「1. 知っている」又は「2. 聞いたことがあるが内容は知らない」を選択された方はQ9へ、「3. 知らない」を選択された方はQ10へ	回答数	回答対象者	比率
知っている	13	216	6.0%
聞いたことがあるが内容は知らない	18		8.3%
知らない	185		85.6%
総計	216		100.0%



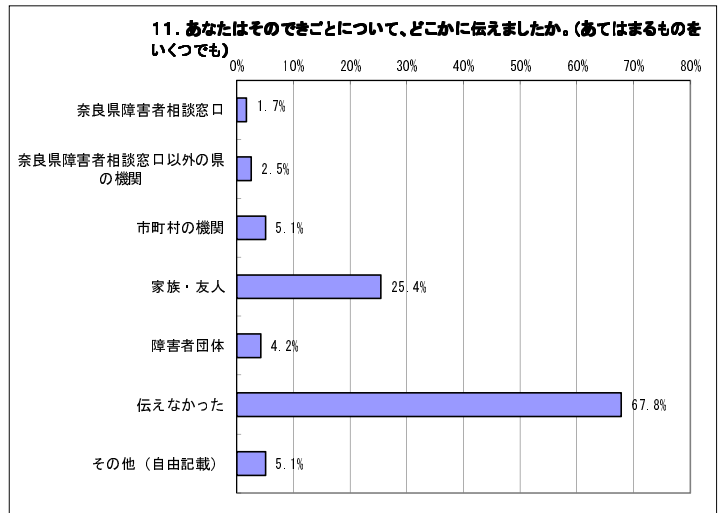
9. Q8で「1. 知っている」又は「2. 聞いたことがあるが内容は知らない」を選択された方にお聞きします。 あなたは、まほろば「あいサポート運動」を何を通じて知りましたか。(あてはまるものをいくつでも)	回答数	回答対象者	比率
県ホームページ	11	31	35.5%
県広報紙	17		54.8%
ポスターやリーフレット	7		22.6%
テレビや新聞等メディア	9		29.0%
障害者本人・障害者団体から	7		22.6%
その他(自由記載)	2		6.5%
総計	53		-



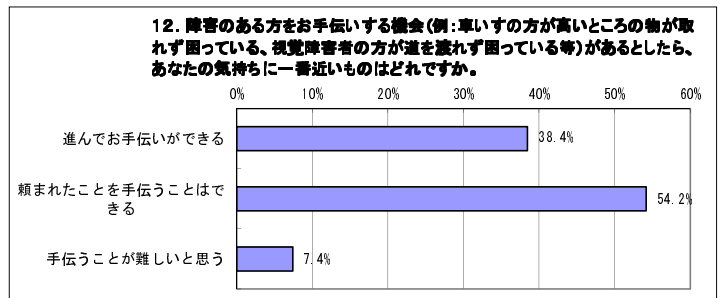
10. あなたは障害を理由とした差別を感じたり、見たり、聞いたりしたことがありますか。 →この設問(Q10)で「1. ある」又は「2. 差別かどうかはわからないが、嫌な気持ちになったことがある」を選択された方はQ11へ、「3. ない」を選択された方はQ12へ	回答数	回答対象者	比率
ある	44	216	20.4%
差別かどうかはわからないが、嫌な気持ちになったことがある	74		34.3%
ない	98		45.4%
総計	216		100.0%



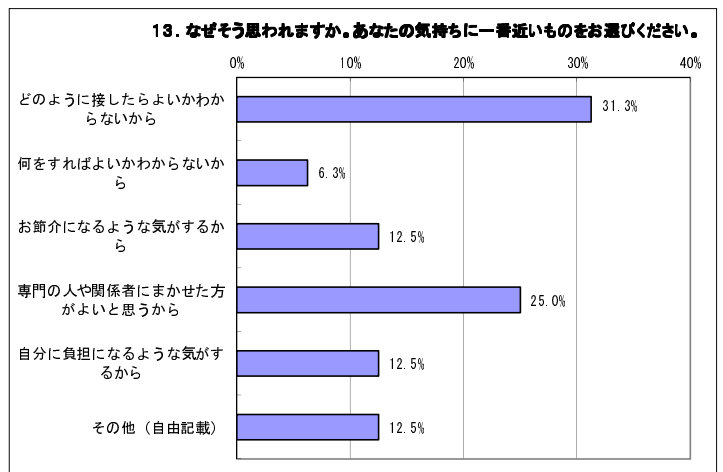
11. Q10で「1. ある」又は「2. 差別かどうかはわからないが、嫌な気持ちになったことがある」を選択された方にお聞きします。あなたはそのできごとについて、どこかに伝えましたか。(あてはまるものをいくつでも)	回答数	回答対象者	比率
奈良県障害者相談窓口	2	118	1.7%
奈良県障害者相談窓口以外の県の機関	3		2.5%
市町村の機関	6		5.1%
家族・友人	30		25.4%
障害者団体	5		4.2%
伝えなかった	80		67.8%
その他(自由記載)	6		5.1%
総計	132		-



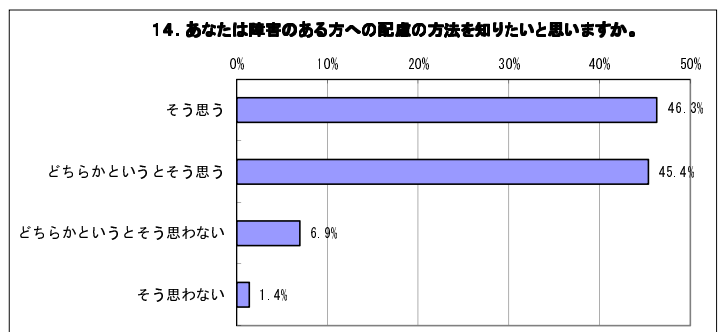
12. 障害のある方をお手伝いする機会(例:車いすの方が高いところの物が取れず困っている、視覚障害者の方が道を渡れず困っている等)があったら、あなたの気持ちに一番近いものはどれですか。→この設問(Q12)で「3. 手伝うことが難しいと思う」を選択された方はQ13へ、それ以外を選択された方はQ14へ	回答数	回答対象者	比率
進んでお手伝いができる	83	216	38.4%
頼まれたことを手伝うことはできる	117		54.2%
手伝うことが難しいと思う	16		7.4%
総計	216		100.0%



13. Q12で「3. 手伝うことが難しいと思う」を選択された方にお聞きします。なぜそう思われますか。あなたの気持ちに一番近いものをお選びください。	回答数	回答対象者	比率
どのように接したらよいかわからないから	5	16	31.3%
何をすればよいかわからないから	1		6.3%
お節介になるような気がするから	2		12.5%
専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから	4		25.0%
自分に負担になるような気がするから	2		12.5%
その他(自由記載)	2		12.5%
総計	16		100.0%



14. あなたは障害のある方への配慮の方法を知りたいと思いますか。	回答数	回答対象者	比率
そう思う	100	216	46.3%
どちらかというと思う	98		45.4%
どちらかというと思わない	15		6.9%
そう思わない	3		1.4%
総計	216	100.0%	



15. 障害を理由とする差別の解消についてご意見・ご要望があればお聞かせください。(任意回答)	回答数	回答対象者	比率
ご意見等	71	-	-

(一部抜粋)
<p>身体障害者の方への気遣いはある程度浸透してきたと思いますが、視覚障害者・聴覚障害者・精神障害者・認知症の方などへの気遣いがまだまだだと感じています。どのように接したら良いのか分からないのがありますが、「私には関係ない」という雰囲気があるのでしょうか。</p> <p>障害者差別解消法の広報も大切ですが、そのような人たちと触れ合える機会を増やし、その機会の場を広報することも大切ではないでしょうか。</p> <p>健常者でも人それぞれ個性があり、完璧ではありません。「障害」というと不自由で大変そうなイメージがありますが、偏見や特殊な気持ちを持つことが差別になると思います。</p> <p>全てにおいて、できないことはできる者が寄り添って支え合える世の中が差別解消の基本だと、私は考えます。</p> <p>「障害のある方への配慮の方法」というのは、特別に学ぶものではなく、身近に一緒に生活すれば自然と分かってくることだと思います。障害児・者が家族の中にいれば当然身に付くものであるように、クラスや職場の中にいれば、自然とお互いに学び合うと思います。</p> <p>障害児保育に始まり、社会の一員として障害者の存在が明確にされるよう、行政は努力してほしいです。</p>